

## 境港市地域包括支援センターの運営について

---

## (1) 境港市地域包括支援センターの開所日の変更について

境港市地域包括支援センターの開所日を「日・祝日・年末年始」から「土・日・祝日・年末年始」に変更する。(市役所の開庁日に合わせる)

### 【経緯】

平成28年10月に2事業所に委託していた南・北地域包括支援センターを市の直営一本化とするにあたり、これまでのサービスを維持することとして、両センターが開所していた土曜日についても、引き続き開所することとした。

### 【現状】

《期間：平成28年10月～平成30年1月》

	来所	電話	訪問
総合相談	12件 うち・家族等 9件 ・民生委員 1件 ・事業所 2件	57件 ※主に事業所関係者	48件
指定介護予防事業所 (ケアマネジメント)	4件 うち・家族等 2件 ・民生委員 1件 ・事業所 1件	85件 ※主に事業所関係者	161件

- ◇ 本センター開設から現在までの土曜日の利用者の多くは、事業所関係者である。
- ◇ 「家族等」の来所者は、期間中11名で、月平均は0.87名と1名にも満たない状況である。
- ◇ 県内他市町村の地域包括支援センターについても、一部を除き土曜日は閉所となっている。(裏面「県内他市町村の地域包括支援センターの状況」参照)

### 【市の方針】

閉庁した場合でも、日曜日・夜間の対応と同様に待機電話を活用し、住民サービスを維持することは可能であることから、住民・事業所への一定の周知期間を設けた上で、来年度早々に閉所日を「土・日・祝日・年末年始」に変更する。

《参 考》

県内他市町村の地域包括支援センターの状況

	運営形態等	閉所日及び緊急時の対応
鳥取市	直 営 (5カ所)	土・日・祝日・年末年始 緊急時は、宿直から各包括支援センターの管理者へ連絡。
米子市	委 託 (7カ所)	土・日・祝日・年末年始 緊急時は、待機電話対応。
倉吉市	委 託 (5カ所)	土・日・祝日・年末年始で、1カ所のみ土曜日開所 緊急時は、待機電話対応。
鳥取県西部 管内町村	直 営	土・日・祝日・年末年始 緊急時は、各町村の宿直から担当課長へ連絡。

## (2) 境港市地域包括支援センター派遣職員の増員について

境港市地域包括支援センターの相談者数及び支援者数の増大に対応するため、事業所からの派遣職員を1名増員し、現在の11名から12名体制とする。

### 【経緯】

地域包括支援センターの直営・一本化の際には、南・北地域包括支援センターの現況を引き継ぐこととした。そのため本来であれば、こうほうえんと済生会から6名ずつの派遣を受けるべきところであったが、直営・一本化による事業の効率化等を見込み、済生会からの派遣を5名に留めた。

### 【現状】

地域包括支援センターの直営一本化により利便性が向上し、総合相談件数が増加したことなどで、ケアマネジャーが担当するケースも大幅に増加している。

これをケアマネジャー1人あたりに換算すると、40件を超えるケースを担当する状況となっている。

認知症初期集中支援チームを設置したことや、総合相談が増え続けていることなどから、この傾向は、今後も当分の間続くものと思われる。

～担当ケースの基準について～

地域包括支援センターのケアマネジャーが担当するケース件数に基準は示されていないが、居宅介護支援事業所では、ケアマネジメント業務の質の確保の観点から「標準取扱件数」は35件とされており、40件からは減算の対象となっている。

(件)

	平成28年10月分	平成29年9月分	増加数
総合相談件数	311	353	42
ケアマネジャー担当件数	329	388	59
ケアマネジャー1人当たり 件数(※保健師調整有)	約34	約41	7

※ 11名の派遣職員のうち、2名の保健師は介護予防事業の企画・運営も兼務するため担当ケースを10件程度としている。

### 【市の方針】

直営・一本化前の「本来の人員体制に戻す」ことを基本として、公募は行わず、済生会に対して1名増となる合計6名の派遣を要請する。

### 【増員受入れ開始日】

平成30年4月1日 (平成30年度当初予算対応)